

# 4月から国民年金保険料の金額が変わります



第1号被保険者（学生・フリーター・自営業者・農業・漁業など）の方の国民年金保険料の金額が変わります。

令和6年度の国民年金保険料の額は16,980円（月額）でしたが、令和7年度から**17,510円（月額）**となります。（昨年比530円の増額）

※国民年金保険の額は、名目賃金の変動に応じて4月に改定されます。

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが国民年金保険料を納付することによって、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、忘れずに納付しましょう。

また、無職や失業・パートなどで収入が少なくなり、納めるのが困難な場合は、免除される制度もありますので、当てはまる方はご利用ください。

## 国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます!!

国民年金保険料は、現金・口座振替・クレジットカード・Pay-easy等による納付に加え、スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付ができますので、是非ご利用下さい。

**【ご利用に必要なもの】**

- ① 納付書
- ② スマートフォン
- ③ 決済アプリ

**■対象決済アプリ（50音順）**

- ・AEON Pay ・au PAY ・d払い
- ・PayB（※）・PayPay ・LINE Pay
- ・楽天ペイ

※金融機関等が提供するアプリを含む。詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>) をご覧下さい。

**■スマホ決済の流れ**

※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)については、ご利用いただけません。  
 ※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者様にお問い合わせください。

## ～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

**お問い合わせ先** ・町民課戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)  
 ・函館年金事務所 (TEL 0138-31-9086)